水道管の

凍結にご注意!!

なお、

事業者に申し込みください。

装置工事事業者に修理を依頼してください。

給水装置工事は、市の指定を受けた給水装置工事

ーターボックスの中にある元栓を閉め、

市

指定給水

お知らせ

西健康福祉課 **2**9

031

就学援助事業の案内

るおそれがありますので注意してください。 破裂してしまったら 急に熱湯をかけると破裂す 湯をゆっくりかけてください。 オルなどをかぶせ、

その つけて保温してください。 凍結しにくくなります。 上からテープなどを巻き

水道管や蛇口に、

保温材や毛布、

切れなどを巻き

は、十分注意してください。

水道課では、

お客様からの依頼のない水質検査や、

浄

お子さん

対象の

には、

通

知書・予診票を4月に送付

しています。まだ接種をし

場所

管の洗浄を強要したりするなどの悪質な訪問販売等に

問し水質検査を行ったあと、

浄水器を売りつけたり、

す。 れていま 水道課と関係があるように思わせて、突然お客様宅を

凍結してしまったら 自然に溶けるのを待つか、 少量の水を出しておくと ま

ぬるま 保温材 布切れ ぬるま湯 タオル等

寒い日が続くと、水道管が凍ったり破裂したりす

たらない風当たりの強いところにある水道メーターなど)凍結しやすいところは があります。 屋外にある蛇口や露出している水道管のほか、 水道管を寒さから守りましょう。

0

悪質な訪問販売等にご注意!!

○凍結を防ぐには 陽の当

水器の販売・あっせんなどは行っていません。 ◎水道をご使用ください

事事業者に申し込みください。 まだ水道をお使いでない方は、ぜひ水道をご使用ください なお、給水装置工事は、 水道課では、 安心で安全な水道水をお送りしています 市の指定を受けた給水装置工

25年3月3日までに必ず接

公費負担で受けられる平成

講師 內容

ていないお子さんは、

全額

種しましょう。

M R

年 か

◎麻しん風し

h

定員

成

18

年4月2日 ▽2期

平成25年度市民活動推進事業 "とちぎ夢ファーレ"

◆説明会のお知らせ

市では、共に考え協働によりまちづくりを進めています。この事業は、" 市民協働ま ちづくりファンド " を活用し、主体的・公益的な市民活動を応援するものです。日頃の 思いやアイデアを生かし、栃木市の夢と未来を創造してみませんか!

平成25年度事業の募集にあたり、次のとおり説明会を開催します。 補助事業の概要や提出書類の書き方などを説明しますので、申請希望 の団体の方は、必ずいずれかの説明会に参加してください。

- 1月17日(木)19時~ 西方総合支所2階会議室
- 1月18日(金)19時~ 都賀総合支所別館2階大会議室
- 1月21日(月)19時~ 本庁舎3階第5会議室
- 1月24日(木)19時~ プラッツおおひら 2 階多目的ルーム A
- 1月25日(金)19時~ 藤岡総合支所別館2階会議室

◆補助の対象となる団体

主に市内で活動を行う3人以上の非営利活動団体(市民活動団体、ボランティアグルー プ、NPO法人、自治会、PTA、育成会など)

◆補助の対象となる事業

自らの企画提案によるもので、原則として新たに実施する公益的な事業 ※政治活動、宗教活動又は営利を目的とする事業は対象外

◆補助の種類・内容

≪スタートアップ補助≫ (Aコース)	○補助割合	補助対象経費の 10/10 以内
新規事業若しくは新規事業を起こすための準備	○補助限度額	5万円まで
又は新規の地域コミュニティ活動	○補助期間	1年
≪ステップアップ補助≫ (Bコース)	○補助割合	補助対象経費の 3/4 以内
既存団体の新規事業又は既存事業の充実もしく	○補助限度額	10万円まで
は拡大事業	○補助期間	A~C通算で継続最長5年
≪ジャンプアップ補助≫ (Cコース)	○補助割合	補助対象経費の 2/3 以内
市内の広域的な地域の活性化につながる複数回	○補助限度額	30万円まで
実施する事業又は複合的に行う事業	○補助期間	A~C通算で継続最長5年
≪まちづくりパワーアップ補助≫ (Dコース)	○補助割合	補助対象経費の 2/3 以内
市全体の活性化につながる事業又は合併前の市	○補助限度額	50万円まで
町間を超え、相互に交流及び連携を図る事業	○補助期間	継続最長3年

※B・Cコースについては、3年目以降、補助割合を2分の1以内とします。

◆応募受付期間

1月17日(木)~2月12日(火)(提出期限厳守)

◆応募書類配布場所

・本庁地域まちづくり課・各総合支所地域まちづくり課・とちぎ市民活動推進センター

※応募書類は市のホームページからもダウンロードできます。

◆審査方法

事業を実施するにあたっては、審査を受けていただきます。

康手帳、

予診票

(記入のう

も相談ください。

理由がある場合は、いつで めや不登校等やむを得ない

◆持って

いくもの

母子健

※何らかの理由で市外の医

以降は有料

月31日まで)

平成25年4月

・一次審査(書類審査)・二次審査(公開プレゼンテーション) 3 月 24 日(日)予定

機関

※要予約

◆接種場所

市内協力医

13年4月1日生まれ

破傷風)【小学校6年生】 半成12年4月2日から平成

◎二種混合

(ジフテリ

ア・

学校教育課へ相談くださ

日生まれ

◆料金

無料(平成25年3

ては、早めに相談ください。 入学する指定校変更につい ○平成25年度小・中学校に 協議して判断します。

○在学中でも、転居、いじ

ださい。

◆提出先

大健康福祉課 243

本 健康増進課 **☎**25

351

☆62 - 4321▽都賀☎28 大平☎43 - 9218▽藤岡

0801▽西方☎92

各教育支所教育総務担当> 本 学校教育課 ☎21-2178 類の提出が必要です。

請書と変更事由に応じた書

62-4321▽都賀 28 大平☎43 - 9218▽藤岡 各教育支所教育総務担当> 本 学校教育課 ☎21-2178

0801▽西方☎92

なお手続きには、変更申

藤健康福祉課☎62

103

ださい。

合は、事前に左記に連絡く

票等を紛失してしまった場 療機関で受ける場合や予診

本庁地域まちづくり課、各総合支所地域まちづくり課に直接お持ちください。

本 地域まちづくり課 🕿 21-2249

月2日から平成7年4月 【高校3年生】平成6年

ります。

◆指定校変更の手続き

12年4月1日生まれ▽4期

る場合は、指定校以外への

62-4321▽都賀628 大平☎43‐9218▽藤岡 各教育支所教育総務担当>

しかし、相当な理由があ

就学が認められることがあ

年4月2日から平成

▽ 3 期

【中学校1年生】

ています。

)平成19

年4月

日生まれ

校」)に就学することになっ

本 学校教育課 ☎21-2178

いき

就学は、 市内の公立小・中学校

ご 相 談 く だ さ指定校変更の手続

定された学校(以下 住所地により指 ·「指定

めなければならないとさ

0)

予防接種は、

受けるよう努

予防接種法に基づく定期

子どもの定期予防接種

「協働」について

する「協働」について考え 日時 市民と行政がともに地域 1月30日 (水) る研修会を開催します。 の課題解決のために行動

講話『リンク栃木ブレックスの挑戦!』 国府公民館(惣社

ンターテインメント代表取 山谷拓志 氏 00人 (先着順 (株式会社リンクスポーツエ 締役)

ます。

本 維持管理課 ☎21-2635

大都市整備課 ☎43-9214

2級河川、準用河川以外の

路(赤道等)や1級河川、

河川(水路等)などをいい

問合先 地域まち とちぎ市 ら 20 つくり課 21 22 2 4 9

18時30分~20時30分

7131 (水曜日休館) 民活動推進センターくら

> 都都市建設課 29 職都市建設課☎62

産業建設課 292

考える研修会

くは、下記へ問い合わせく の援助をしています。詳し 困難な児童生徒に、学用品 ださい。 費・学校給食費・医療費等 経済的な理由により就学 ***

は、5万円以下の過料が課 どは市の許可が必要です。 定外公共物を利用した工作 並びに用途廃止、払下げな 物、構造物などの設置行為、 国道、県道、市道以外の道 ※「法定外公共物」とは、 使用してください。 適正な管理を図るため、 で、市の許可を受けてから せられることがありますの 法定外公共物を損傷した 無断で使用した場合に

所有の法定外公共物の

利、使用の際のお願い赤道など法定外公共物

当日に各学校へ提出してく

入し、入学式 必要事項を記 護者の方は、

学通知書を送付します。保 お子さんのいる家庭に、入 小学校に入学する

伺い、変更が可能かどうか い。本人・保護者の要望を

新入学児の保護者の方へ